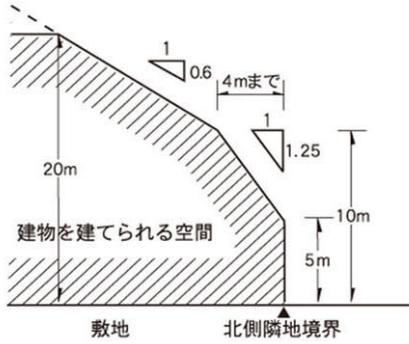
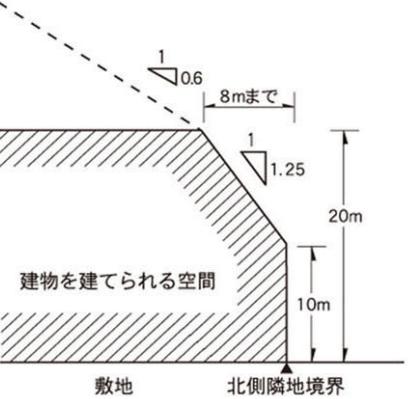
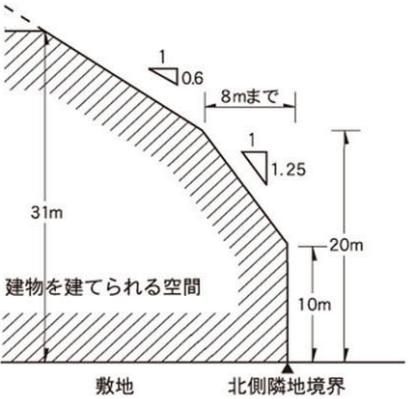
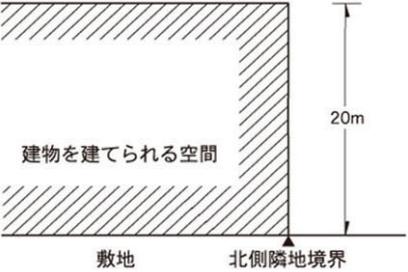


高度地区

八千代市
平成27年3月31日

第一種高度地区 (最高限) 20m	第二種高度地区 (最高限) 20m	第二種高度地区 (最高限) 31m	第三種高度地区 (最高限) 20m
			
<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の最高の高さは、20メートルとする。 2 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4メートルの範囲にあっては、当該水平距離の1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とし、当該水平距離から4メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の最高の高さは、20メートルとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とし、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の最高の高さは、31メートルとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とし、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の最高の高さは、20メートルとする。